

小・中・義務教育学校

小・義務教育学校

問 学校教育課 学校支援教職員係 ☎37-5289

那須塩原市内には下記の17校の小学校、2校の義務教育学校があります。入学する学校は住所に基づき指定されます。

◆小学校一覧

黒磯小学校	稲村小学校	東原小学校	埼玉小学校	豊浦小学校
共英小学校	鍋掛小学校	大原間小学校	波立小学校	高林小学校
青木小学校	三島小学校	槻沢小学校	東小学校	南小学校
西小学校	大山小学校			

◆義務教育学校一覧

箒根学園	塩原小中学校
------	--------

学区につきましては、市ホームページをご確認いただくか、学校教育課へお問合せください。

入学までの流れ

◆就学時健康診断

入学する前年の9月から順次、日時と会場を指定した通知を送付いたします。就学時健康診断はお子さんが学校に元気に入學し、楽しく勉強できるよう学校保健安全法に基づいて実施するものです。必ず受診してください。

◆入学通知書

入学する年の1月下旬に、入学する学校を指定した通知書を送付いたします。通知書で指定された学校とは異なる学校に就学する場合は、速やかに学校教育課へご連絡ください。

◆入学説明会

入学前の1～2月に、各学校の主催で入学準備等の説明会があります。案内は各学校から送付されます。

— 広 告 —

みやけ英語教室

講師 三宅 加奈江

〒329-2732

那須塩原市一区町238-85

☎ 0287-38-1608

詳しくは「みやけ英語教室」で検索!

園児クラス(年中～年長)

(土)3:00～3:45pm

小学生初級クラス (土)4:00～5:00pm

中級クラス (土)5:15～6:15pm

上級クラス (土)6:30～7:30pm

中学校

問 学校教育課 学校支援教職員係 ☎37-5289

那須塩原市内には下記の8校の中学校があります。入学する中学校は住所に基づき指定されます。

◆中学校一覧

黒磯中学校	黒磯北中学校	厚崎中学校	日新中学校
東那須野中学校	高林中学校	三島中学校	西那須野中学校

学区につきましては、市ホームページをご確認いただくか、学校教育課へお問合せください。

入学までの流れ

◆入学通知書

入学する年の1月下旬に、入学する学校を指定した通知書を送付いたします。通知書で指定された学校とは異なる学校に就学する場合は、速やかに学校教育課へご連絡ください。

◆入学説明会

入学前の12月頃に、各学校の主催で入学準備等の説明会があります。案内は各学校から送付されます。

転校する場合の手続き

問 学校教育課 学校支援教職員係 ☎37-5289

お子さんが在籍中の学校及び那須塩原市教育委員会へ転校予定の旨、連絡をしてください。転出に伴って市外の学校へ転校予定の場合は、市町村によって手続きが異なりますので、転出先の教育委員会及び転校を予定している学校へも連絡を行ってください。

指定校の変更

問 学校教育課 学校支援教職員係 ☎37-5289

各小・中・義務教育学校はそれぞれ通学区域が定められており、学区により入学する学校を指定しております。ただし、特別な事情がある場合、通学区域外の学校への就学を教育委員会が認めることがあります。

特別な事情は、次のとおりです。

- 1.市内での転居が確定していて、転居予定先の学区の学校へ変更希望する場合
- 2.市内で転居をし、従前の住所地の指定小中学校に継続して通学を希望する場合
- 3.保護者の勤務などの事情により、親族などが児童生徒を預かる場合、または自営業等で保護者の勤務地からその指定学校へ通学希望する場合
- 4.入学時において、兄または姉が在籍している場合。または過去3年の間に在籍していた場合(ただし、卒業したまたは最後に在籍していた学校に限る)。
- 5.指定学校よりも通学距離が明らかに近い場合
- 6.外国人児童生徒の受入態勢の整っている学校への通学を希望する場合
- 7.2から6の申請理由に関して、小学校卒業まで指定学校変更が許可となった児童が、同じ学区の中学校に進学を希望する場合(小規模特認校制度利用者も対象)。

- 8.指定学校に希望の部活動がなく、希望の部活動のある隣接学校へ変更を希望する場合(中学校のみ)
- 9.その他、教育委員会が相当と認めた場合

小・中・義務教育学校入学予定者で、特別な事情のため学区外の学校へ就学を希望する場合は、学校教育課へご相談ください。

小規模特認校制度

問 学校教育課 学校支援教職員係 ☎37-5289

小規模特認校制度とは、従来の通学区域を前提としながらも、一定の条件のもと市内全域から児童生徒が希望する学校に通学できる制度です。

◆小規模特認校一覧

波立小学校	高林小学校	青木小学校
高林中学校	箒根学園	塩原小中学校

◆通学できる人

- 1.児童生徒とその保護者が市内に居住している
- 2.小規模特認校の学区外に居住している
- 3.保護者の責任で通学できる
- 4.卒業まで通学できる

就学援助制度

問 学校教育課 学校支援教職員係 ☎37-5289

学校給食費、学用品、校外活動費、医療費などを援助する要保護・準要保護児童生徒就学支援制度があります。

経済的な理由により、お子さんの義務教育に関する費用にお困りで援助を希望する方は、教育委員会またはお子さんが通っている小・中・義務教育学校へご相談ください。



「そろって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q おむつは早めにはずした方がいい？

A 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつけず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。

